

総合療育相談センターに関する 市町村アンケート結果

回答市町村数：24

I 障害者更生相談所
(身体障害者更生相談所機能)

質問1 補装具、更生医療の判定にかかるご意見について

○の数

課題と感じていることはない	10
課題と感じていることがある	
判定まで時間がかかる	10
判定のプロセスがわかりづらい	5
連携上の課題がある	8
その他（具体的に記載をお願いします）	

○補装具判定について

- ・18歳まで更生相談所で補装具を作製していた児童が大人に切り替わった際の補装具支給の流れ等を、保護者に説明しておいて欲しい。（保護者より、大人の補装具の支給の流れや次の病院をどこで掛かっていいかわからない等のご意見をいただく為）
- ・補装具部品に関する研修を開催してほしい（補装具に対し、どのような意味でその部品を用いているのか分からないことが多いため）
- ・補装具各種の判定会議の日程を知りたい。
- ・申請段階で、該当するかどうか、どのように案内すべきか、基準や必要な情報等がわかりづらい。
- ・社会情勢等を踏まえ、複写式の様式を廃止し、電子申請や電子データをホームページ等からダウンロードできる体制を整えていただきたい。
- ・電動車椅子等の判定において、市町村職員の訪問、更生相談所職員の訪問と2回にわたる訪問は不要と考える。訪問が多くなることにより、市民の負担も増えるとともに、日程調整に伴い時間がかかる原因となる（更生相談所職員による訪問が必要であるなら、更生相談所職員が自ら申請者と調整し、訪問すべき）。
- ・市職員は、更生相談所の医師の診断時まで立ち合いを求められており、事務負担が大きく苦慮している。市は、申請を受理し、調査票を作成する役割を担い、その後の判定については、更生相談所の役割だと整理すべきだと考える。
- ・進達した後、医学的見地の違いなどにより返戻する事案が多く見られ、市の事務負担が増加している。更生相談所において、医学的見地の相違等がある場合においては、その回答を求めている理由や根拠を説明できる更生相談所長が、申請者を担当した医師あてに直接依頼するようお願いしたい。
- ・補聴器の医学的判定意見書について、市町村記入欄が設けられているが、他の更生相談所ではない事例も見受けられている。突発的に申請者が窓口に来庁し聞き取りをするが、時間を要するため、申請者及び市町村の負担が大きいと感じる。また、耳穴型や両耳支給の場合は、医療機関がその必要性を記載する欄が設けられており、現様式では確認に時間を要するため、見直しをお願いしたい。
- ・市役所に補装具の関係で来課相談された時に確認が必要な事項がでてきた際、S R C担当者が不在で市民の方にその場で結論をお伝えできない場合がある。
- ・判定のスケジュール表をいただけると助かる。
- ・補装具については判定医同士で照会いただくほうが、より円滑に事務が執行されるものと思料するので、検討をお願いしたい。

○更生医療判定について

- ・意見書の内容等、市町村の窓口の職員や担当者は必ずしも医学・薬学に精通しているわけではないので、投薬内容が更生医療の適用対象かどうか判断に困ることがあります。適用対象の医療内容が載ったマニュアルはありますが薬に関しては言及がないため、代表例のリストみたいなものを配布いただけると参考になると思います。
- ・意見書の記載の細かい内容について、S R Cから連絡を受けた市が医療機関へ問い合わせをしているが、専門的な内容のため市では詳細がわからないので、直接S R Cから医療機関へ問い合わせるようにしてほしい

質問2 貴市町村が行う援護の実施に関する専門的な技術的援助及び助言にかかるご意見について

課題と感じていることはない	15
課題と感じていることがある	
助言回答まで時間がかかる	5
技術的助言のプロセスがわかりづらい	6
連携上の課題がある	3

その他（具体的に記載をお願いします）	
・各制度の援護の実施地（住所地特例）について、法律では明記されていない部分については市町村間の調整に一任されることがありますが、その市町村間の調整でもめることがよくあるので、具体的なルールを規定していただけると助かります。 ・的確な助言をいただき、助かっている。 ・ブロックの担当者が不在でも他のご担当者から回答をいただける体制になっており、市民の方の問い合わせにスピーディにお答えすることができている。 ・知的障がい者の心理判定の分析結果等が提供されないため、障がい特性がわからない。 ・何についての助言をもらえるのか、という基本的なところがわからない、分かりづらいので、せめてHPで周知するか、毎年、市町村職員に対してSRCの役割について研修をするべき（療育手帳の担当者研修の資料に記載はあるものの、読み上げるだけなのでよくわからない）。 ・市町村判断という回答が多い。 ・措置制度の時代は専門的な判定や助言が常に必要だったかもしれませんが、利用者と事業者の契約制度になり、さらに計画相談支援により相談支援専門員が専門的にサービス利用を計画しているため、更生相談所に技術的助言を求めることはほとんどない。 ・相談員も市町村も判断に困り、助言が必要となるケースは、虐待や保護者死亡など緊急ケース対応が必要なことが想定されるため、現在の「判定依頼書」を送付する必要がある「総合判定」は利用する機会がなく、必要ないと感じる。 ・特例補装具について、東京都で支給は認められているが、県の更生相談所では認められない苦情があった。特例補装具の支給が認められる事例を説明し、納得を得たいと考えているが、案内ができないため、出来る限り基準を明確にしていきたい。 ・市町村には高度な福祉専門職はまだ少ない現状がある。SRCの専門職による相談や助言によりケース対応等の市町村担当業務がスムーズにできていると思う。 ・障がい当事者の状況の共有を深める必要があるケースについては、市との意見交換等の対応を検討いただけるとありがたい。	

質問3 巡回ブロック相談にかかるご意見について

課題と感じていることはない	19
課題と感じていることがある	
回数が少ない	3
開催場所確保が難しい	1
連携上の課題がある	2

- その他（具体的に記載をお願いします）
- ・知的障害者に係る巡回ブロックを高頻度で行っていただき、助かっている。会場について、変更も含めて別途相談したい。
 - ・新規で補装具の巡回ブロック相談を受ける際、どのようなケースであれば新規で受け付けてよいか、明確に提示して欲しい（マニュアルには、再作製の留意点しか載っていないため）。
 - ・市民より、「巡回ブロック相談があることを知らなかった。もっと周知して欲しい。」とご意見をいただくことがある。市としても、ホームページに巡回相談の案内は載せているが、運営側のことも考え、どこまで周知してよいのか提示して欲しい。
 - ・初回に医師意見書の市町村記入欄等を会場で書くのは時間がかかるので、事前に用紙を配布してほしい。
 - ・県央ブロックでは会場が海老名市であることから秦野市の方が利用する機会が多くはない。会場は他市の状況もあるため、場所の確保も踏まえ、現状通りかと思われる。
 - ・申請者が、自ら医師の診断を仰ぎ申請に至るまでの手続きについては、市職員は立ち会っていないうえ、補足説明もしていない。また、医師は、申請者が申し出た内容や現に生じている障害等を踏まえ、総合的に診断すべきであるとともに、その診断そのものが一般的な医師の社会的役割だと考えており、更生相談所の医師にも求められているものとする。巡回ブロック相談だけ特別に、市町村職員が補足説明する理由はないと認識しているため、市職員の同席は不要と考える。なお、現状において、書類判定の際に市町村職員が意見書に生活歴等を記載しているため、必要であれば、巡回ブロック相談の予約時に生活歴等を聞き取って、別紙を送付する等の対応を検討したい。
 - ・社会情勢等を踏まえ、複写式の意見書を廃止し、電子データの利用を検討してほしいと思います。
 - ・来場者がおらず各市の職員が時間を持て余してしまうことがある。完全予約制にすることで来場予定者がいない回にはその市の職員は不参加とできる仕組みがあるとありがたいです。
 - ・巡回ブロック相談が春と秋3か月ずつのみのため、途中の月で作成したい方がいた場合は平塚ブロックに行ったり、春か秋まで待っていただくなくてはいけないため、利用者にとっては不便ではないか。
 - ・障がい当事者の状況の共有を深める必要があるケースについては、市との意見交換等の対応を検討いただきたい。

質問4 療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）入所調整会議にかかるご意見について

課題と感じていることはない	20
課題と感じていることがある（具体的に記載してください）	4
・仕組みは非常にありがたい。 ・エントリーから決定まで数か月かかり、場合によっては本人・家族の状態像に変更が生じてしまう。1か月程度で結果が出るとありがたい。 ・大人になってから重症心身障害相当になった方はエントリーできないことで、困っている人がいる。 ・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。 ・入所調整会議のメンバーで、神奈川県障害児者ケースワーカー連絡協議会の会長市の出席は不要と考える。入所希望のケースを応募する市は会議に出席不可能となるが、入所ができなかった場合は、基本的には入所が決まるまで応募し続けることになり、入所調整会議には出席できない。会長市や副会長市を含む幹事市すべてが応募する場合も考えられるため、現実的に出席できなくなる可能性がある。 ・今後、ケースワーカー連絡協議会の廃止が検討される可能性がある。 ・市町村職員が入所調整会議に入らない場合、会議の透明性を担保するため市町村職員限定であっても、オンライン中継を検討してほしい。 ・療養介護事業所が近隣に少ないため、療養介護事業所の見学や入所後の面会が難しいケースが多くあり、<u>入所の希望が充足できない状況が散見している。</u> ・市町村の入所調整会議への出席や会議録の送付についても検討くださいますようお願いします。	

(知的障害者更生相談所機能)

質問5 療育手帳判定にかかるご意見について

課題と感じていることはない	12
課題と感じていることがある	
申請から判定まで時間がかかる	5
判定プロセスがわかりづらい	5
連携上の課題がある	6

その他（具体的に記載してください）

・18歳以上の療育手帳取得の際に、市の職員が同席する必要性を感じない。
・療育手帳の最終の判定も、SRCでなく児童相談所で行っていただけるとありがたい。
・申請書にマイナンバーを記載するようになったが、その後の運用について示されていないため混乱が生じている。庁内の他課にも調整が必要になる可能性があるため、運用方法を示していただきたい。
・支援の検討等で必要な場合等、心理判定の分析結果等をご提供願いたい。
・すでに児童相談所で判定を受けている方に係る18歳到達時の市での聞き取り調査の必要性が分からない。また、身体障害者手帳の再判定通知のようなものを県が準備すべき。
・有期まで3ヶ月以上前に申請しているにも関わらず、有期以降の判定になる。
・18歳の最終判定において、保護者や支援者不在の際、市町村職員の同席を求められており、対応に苦慮している。以前、更生相談所に必要性を確認したときに、「市町村職員のほうが申請者のことをよく分かっていて判定に同席することで本人も安心する。また、他の市町村も過去から同じように対応しているので、対応すべきである。」と立ち合いに係る根拠の提示もなく指示されている。やむを得ないと判断し対応している。
・市職員は、原則として、申請者と「知的障害者現況調査票」の作成のため面談を1度実施しているのみであり、提出した書類以上に把握している情報はないので、申請者の詳細情報を求められたとしても回答できない。
・児童相談所による知的障害の判定については、保護者と本人のみで行っていると認識しているが、一方更生相談所は、最終判定において、市町村職員が作成した「知的障害者現況調査票」の提出を求めておりその理由や根拠を示してほしい。
・児童相談所における判定については、児童相談所と申請者で日程調整がなされていると認識している。申請者は、申請書類に自ら連絡先を記入しているので、更生相談所の判定においても、申請者と直接日程調整いただくべきだと考える。
・更生相談所が、判定に際し児童記録票を求めるのであれば、更生相談所長が児童相談所長に対し、必要な書類を求めるのが本来の事務手続だと考える。また、児童記録票を求めている市が、児童相談所に書類を求める根拠がないことも申し添えます。
・18歳以上の再判定の際の聞き取りについて、転入等の関係上、支給決定等関わりがないケースの聞き取りをすることがある。支給決定など援護地となっている市町村が聞き取りをする対応に変えてほしい。
・療育手帳の判定プロセスについて、わからない所があり、もう少し学びたいと思います。
・成人してから新規で申請する際の、判定当日の流れを簡単にまとめたものいただきたいです。
・面談の日程について、調整に余裕がないため目安となる申請期限を提示して欲しい。
・新型コロナウイルス感染症による再判定期限の1年延長の影響もあり、期限内に手続きをした申請者が判定予約が取れないに伴い更新期限後に手帳が交付されることが増加している。手帳の有効期限が切れることで手当の支給を廃止しなければならない場合もあり、本人の手続きに不備がないにもかかわらず不利益を被る市民からの苦情、行政監査請求等が寄せられている。期限内に確実に更新できるようご協力をお願いしたい。

(障害者手帳交付)

質問6 療育手帳交付にかかるご意見について

課題と感じていることはない	13
課題と感じていることがある	
申請から交付まで時間がかかる	9
発行プロセスがわかりづらい	3
連携上の課題がある	2
その他（具体的に記載してください）	
・判定と申請の2か所へ行くことに不満を言われる方が多い（障害児と出かけることに親御さんは大きな負担を感じている。）。判定時に申請書を渡し、市へ郵送申請するなどのよい方法はないか。 ・DV支援措置対象者等に係るマイナンバー制度における不開示措置について、手続きが十分に整理されていない。 ・住民基本台帳上転出したが、療育手帳の転居届の未提出者について職権処理ができるようにしてほしい。 ・手帳担当者としては発行にかかる時間は妥当と考えている。 ・市民からの意見としてとても時間がかかっているとの意見がたびたびある。 ・療育手帳は申請書の記載ベースとしています。障害者手帳は、本人確認書類として有効であり、同じ本人確認書類の運転免許証やマイナンバーカードは、警察署や市のマイナンバー交付部署に確認したところ、住民票に記載どおりの氏名（漢字表記含め）で交付されているとのこと。ミライIDなどマイナポータルサイトとの連携により各種サービスと連携されるにもかかわらず、<u>外字表記に対応していないなど氏名表記が住基と一致していないのはいかなるものか。</u>実際に、市民の方から表記が異なることで、<u>本人確認書類として有効なのかどうか心配されている声もある</u>ので、外字表記の対応は速やかに実施していただき、住基情報に統一するなど、配慮していただきたい。 ・同じ県交付の手帳であるにも関わらず、様々な面で3手帳の方針がバラバラで、市の事務処理においても混乱が生じている。例えば、マイナンバー制度にしても、市町村は経由事務のため個人番号関係事務実施者にあたり、そのため制度開始時点から身障手帳については補記不可との見解を県と調整済みですが、精神保健福祉手帳については補記するように指示があり、療育手帳については現時点で明確な回答をいただいていない。県は個人情報事務実施者にあたるので、補記についても県で実施されるよう検討していただくなど、統一的な見解をいただきたい。 ・SRCの心理士や福祉専門職から研修や資料作成の専門的な指導をいただき、市担当者も専門的知識が深まっている。 ・県外手帳のカード化・再発行事務の事務負担が大きい。県ごとの発行なので基準が異なるなど一定の理解はできるが、療育センター間の情報共有で簡素化できる部分はあるのではないかな。昨年のカード化により市町村の事務負担が増大している現状を理解いただきたい。 ・身体障害者手帳と同様に<u>手帳の交付日が明確にわかるように</u>してほしい。 ・転出者の手帳の返還届を職権で取り扱う際の資料を、転入先からの更生指導台帳の送付依頼だけに限定せず、転入先での新規手帳の交付があった場合には、同様に職権対応できるよう配慮いただきたい。 ・有効期限が切れた手帳については、職権で返還の取扱いができるよう検討ください。	

質問7 身体障害者手帳交付にかかるご意見について

課題と感じていることはない	12
課題と感じていることがある	
申請から交付まで時間がかかる	8
発行プロセスがわかりづらい	2
連携上の課題がある	2

その他（具体的に記載してください）

- ・DV支援措置対象者等に係るマイナンバー制度における不開示措置が行われていない。
- ・住民基本台帳上転出したが、身体障害者手帳の転居届の未提出者について職権処理ができるようにしてほしい。
- ・手帳発行時に添付する診断書に不備があった場合、どの部分が必要不可欠な部分なのかがわからず、また交付担当者に問い合わせても担当者や年度によって言うことが違う状況のため統一してもらいたい。
- ・手帳担当者としては発行にかかる時間は妥当と考えている。
- ・市民からの意見として、とても時間がかかっているとの意見がたびたびある。
- ・診断書の内容について、例えば日付に「平成4年12月1日」と書いてあると「令和4年12月1日でよいか。」と確認の電話があった上で、診断書を差し戻されている。電話確認で判断できるものについて、電話で確認した上で、更生相談所で修正してほしい。申請者の大事な書類を簡易書留で送付しているため、郵送代もかかり、交付まで時間がかかる原因となっている。
- ・質問6と同じく、本人確認書類として利用可能ならば、発行者である県が情報連携をして住基情報と一致させてほしい。
- ・返戻となる方がいるが、こういった観点から返戻されるかわかりづらい部分がある。
- ・申請の際に来庁できない方が多いため、オンライン申請を受理できる体制を作ることと、オンラインで進達ができるようになると進達期限間際に来た申請書も早く処理ができる。
- ・医師による診断書の本人住所や生年月日の記載不備を訂正するのに、再度差し替えを用意するのではなく、市町村による付箋や朱書きでの訂正で許容してほしい。
- ・手帳の種類をカードにしたときの漢字の表示に関して、交付直前に表示可否の連絡があり対応に苦慮しているので、使用できない漢字の一覧をご恵与いただきたい。

質問8 その他、障害者更生相談所機能ならびに障害者手帳交付に関して充実又は改善してほしいことがありましたら記載してください。

- ・療育手帳について、判定結果の通知は手帳交付時のみであり、その後の情報の照会には応じない旨回答をいただいている。現在、市町村では判定結果に基づき各種の福祉サービスを実施しているが、主に住所変更の際に様々な理由から市町村間で情報を得ることができない場合、判定結果を確認する方法がないため対応に苦慮している。S R Cと市町村との協力、連携体制のあり方について今一度確認及び検討をお願いしたい。
- ・療育手帳について、各自治体において対象者の判定方法や認定基準にばらつきがあることから、各種の福祉サービスの対応に苦慮している。運用の統一化について、都道府県及び指定都市間での検討をお願いしたい。
- ・カード式手帳に印字不可能な漢字の一覧表が欲しい。印字可能な漢字を増やしていただきたい。
- ・義足の修理に係る考え方など、制度が複雑なものについて、マニュアル化していただきたい。
- ・（制度上の問題かもしれないが）大人になると車いすが屋内外で合わせて1台のみの支給となるが、使用を分けたいとの声が多く聞かれる。
- ・市町村コンサル、施設コンサルについては、以前活用させていただいたこともあり、今後も継続していただきたい。
- ・身障・療育ともに年度が替わってから新任研修を行うのが遅い。MRの聞き取りのロールプレイングなどはまだしも、進達方法などで細かくルールを決めるのであれば遅くても4月中には研修をやる必要がある。
- ・行政機関における事務改善については、その機関が自ら県民目線や問題意識を持ってなされるものだと考える。よって、更生相談所においても、市町村の事務負担軽減、県民目線による改善を自らが主体的に行うべきだと考える。
- ・一例として、療育手帳の最終判定事務について、申請者は、期限内に申請しているにも関わらず、判定事務が追いついていないという行政側の一方的な理由により、期限切れになってしまい、結果として県民に不利益を生じさせたうえ、その説明を市職員にさせたことにより、市民からクレームとなる事例が複数あった。新型コロナウイルス感染症の蔓延による期限延長のため、判定事務が追いつかなくなることが想定されていたにもかかわらず、従来通りの事務手続きのまま進めたためだと考えられる。
- ・上記療育手帳の最終判定事務に限らず、従前の手続きにとらわれず、県民目線による事務改善を検討するとともに、市町村に責任転嫁せず、県民に対し更生相談所自らが説明責任を果たすべきだと考える。
- ・アンケートについて、市町村に提出させて終わるのではなく、県障害福祉課と更生相談所で示された問題や課題について共有いただき、事務改善に資する意見として活用いただきたい。
- ・市として理由や根拠を求めている事例もあるので、その回答、指導もなされるべき。相応の時間をかけ庁内で調整したうえで提出しているので、その点も配慮いただき、検討いただきたい。
- ・療育関係や身体障害者の困難事例ケースの対応時や今後の方向性について、相談しているが、専門的視点からの助言をいただき有難い。今後も継続していただきたい。
- ・手帳の交付について、他県の事例を参考にするなどの効率化、システム化を図ってほしい。
- ・更生医療指定医療機関に対する診断書の記載方法等について、医師等からの問合せも頻回であるため、記入に関する注意事項の周知方について配慮いただきたい。
- ・手帳交付に関する電子申請の可否の問合せも増えている。電子化に関してのご見解をお聞かせいただきたい。

Ⅱ 療育支援

質問 1 巡回リハビリテーションにかかるご意見について

課題と感じていることはない	17
課題と感じていることがある	
利用ニーズが実施回数・時間を上回っている	5
利用ニーズとセンタースタッフの職種が合わない	2
利用ニーズがない	2
実施会場の確保が難しい	1
連携上の課題がある	0

その他（具体的に記載してください）

- ・OT、ST等の専門職の定期的フォローの希望がある。
- ・現在行っている実施方法に不都合はないが、保護者や支援者からの潜在的なニーズは大きいと、実施場所等を検討のうえ、実施回数を増やし利用者の増を図りたい。
- ・事業について、十分な周知がされていないと感じる。
- ・令和3年度から実施時間が短くなったため、希望した月に診察をしてもらえない希望者がいる。また、月によって希望者の数に差があり、9月・11月の希望が多いためその月の実施時間を手厚くしていただきたい。
- ・人数の増減はあるが、地域に身近な相談先がある点で、巡回リハビリテーションがある意義は大きい。
- ・発達の見立てを希望されている保護者が多いため、希望されていても巡回リハビリへ申し込めない現状がある。
- ・STの希望が多く、受け入れ人数を上回り、希望の日に利用できないことがある。
- ・利用ニーズが少ないため、該当者がいた場合、隣町での開催時に利用させてもらえるよう、調整しているので、対応をお願いしたい。
- ・当該事業に対する認知度について確認したことがなく、ニーズが潜在化している可能性があるように思います。

質問2 在宅重症身障害児者訪問指導事業にかかるご意見について

課題と感じていることはない	17
課題と感じていることがある	
利用ニーズが実施回数を上回っている	1
利用ニーズがない	3
連携上の課題がある	4
・事業内容が具体的に周知されるとよい。 ・医療的ケア（重症心身障害児）の支援に向け活用させていただけるとよいが、事業を熟知していないため利用ニーズの有無を把握できていない。 ・ニーズはあるが、民間での代替手段があるのではないか。 ・市職員の同席は不要ではないか。 ・事業について、十分な周知がされていないと感じる。 ・重症心身障害児者でも何らかの障害サービス（通所事業所や短期入所など）につながっていることがほとんどで、ここ数年は利用者がいない。 ・児童については児童相談所が対象者を決定するため、市は対象者の検討状況や訪問指導の実施状況を把握していない。重症心身障害の認定を受けている方の多くは様々な福祉制度を活用しながら地域で生活されているので、市も把握しておいたほうがいいかもしれない。 ・現在、申請希望者が少ない現状がある。 ・医療の高度化が進むと共にケアに求められる専門性も高度化しているように感じている。保護者からは、引き続き、訪問看護の実施回数、質的な担保に加え、訪問看護事業と訪問相談事業との連携を求める意見が寄せられている。	7

質問3 療育支援について、充実又は改善してほしいことを記載してください。

- ・児童発達支援センターに対し、法人の利用児童だけを支援対象にするのではなく、利用児童以外の保護者や地域の支援者に対し積極的に支援ができるように助言等をおこなってもらいたい。
- ・行動障がいなどにより、養護学校や放課後等デイサービスなどが対応に苦慮している児童に係る支援者支援の仕組みがあるとありがたい。
- ・根拠資料として発達検査や診断が必要な場面が、SRC開設の25年前と比べると格段に増えている。一般の医療機関や相談機関においては、相談や検査の予約が取りにくい状況が数年前から続いていて、タイムリーにサービス利用が出来ない場合もある。また、検査や診断がついても保護者の障がいの理解や受容が不十分なまま、障害児通所給付の利用申請に来所するケースも見受けられる。こうした社会情勢やニーズを鑑み、SRCでの相談・検査体制の見直しや、県として制度そのもの（添付書類等）の見直し等に、配慮いただきたい。
- ・個別フォローのほか、療育の中核を担う機関として、保護者や通所事業所職員等を対象とした障がい理解や療育の意味等についての研修会・説明会やネット配信等による理解啓発をお願いしたい。
- ・頻度や対象者等、ニーズに応じて柔軟な対応を願いたい。
- ・地域的に専門的な療育支援を受けにくい現状があるため、巡回リハビリテーション等により、専門職による地域での高度な療育支援の充実の継続を希望する。
- ・市町村単独での支援には限界があり、SRCの支援を利用していきたい。
- ・ダウン症をはじめとする障がい児の早期療育グループの存続、強化と思春期の発達障害の二次的な障害の予防の充実を求める意見が寄せられている。

Ⅲ 診療所 (外来診療)

質問1 専門外来（整形外科）について

専門外来（整形外科）について知っている	19
住民に紹介したことがある	6
専門外来（整形外科）について知らない	2
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	6
・他医療機関との連携をより密接にお願いし、利用者のニーズや生活に合わせた診療をしてほしい。 ・術後、センターに戻ったケースのフォローをしてほしい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。 ・ケースの家族の方から専門的な外来受診が継続してよかったとの意見を聞いたので、継続いただきたい。 ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・診療機会の拡充をお願いします。	6

質問2 専門外来（リハビリテーション科）について

専門外来（リハビリテーション科）について知っている	18
住民に紹介したことがある	9
専門外来（リハビリテーション科）について知らない	2
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	6
・以前のように術後の集中リハが受けられるとよい。県所管域のケースが集中リハを受けられる所がなくなってしまった。 ・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・対象者が訪看でOTを利用しているが、<u>S R Cと訪看が連携をされているのか知りたい。</u> ・診療機会の拡充をお願いしたい。	7

質問3 専門外来（小児科）について

専門外来（小児科）について知っている	17
住民に紹介したことがある	6
専門外来（小児科）について知らない	3
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・診療機会の拡充をお願いします。	5

質問4 専門外来（児童精神科）について

専門外来（児童精神科）について知っている	15
住民に紹介したことがある	6
専門外来（児童精神科）について知らない	5
課題と感ずることではない	8
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	6
・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・近隣に対応できる医療機関がない。 ・<u>児童精神科が少ない。</u> ・予約がすぐとれない。 ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・圏域内に児童精神科の病院、診療所が少ないことから診療機会の拡充をお願いしたい。	6

質問5 早期療育外来（3歳未満）について

早期療育外来について知っている	14
住民に紹介したことがある	5
早期療育外来について知らない	7
課題と感ずることではない	9
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	6
・受けられる対象について地域連携について課題と感ずる。 ・小児の早期療育の希望が増えている中、SRCの受診をされている児も多い印象。 ・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・どのような場合にどのような支援が受けられるのか、ホームページ以外に情報を得られる媒体があれば教えてください。 ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・横浜市等の政令市からの転入ケースでは、転入前の自治体で療育センターでの相談・療育を受けており、本市転入後も動揺に早期療育外来を希望されることが多くなっている。	7

質問6 療育外来（3歳以上）について

療育外来について知っている	12
住民に紹介したことがある	3
療育外来について知らない	8
課題と感ずることではない	8
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	3
・医療機関の受診を希望する方が増えてきている。 ・どこの医療機関も受診までに3～4か月以上待つことが多いと中には初診をとらない医療機関も出てきており、SRCを案内させていただけるとありがたい。 ・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・診療機会の拡充をお願いします。	6

質問7 発達障害等支援外来について

発達障害等支援外来について知っている	12
住民に紹介したことがある	5
発達障害等支援外来について知らない	8
課題と感ずることではない	8
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・どのような場合にどのような支援が受けられるのか、ホームページ以外に情報を得られる媒体があれば教えてほしい。 ・発達障害等の専門にした医療機関が少ない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・圏域内での発達障がい児者に対応できる医療機関は限定的であり、受診機会が確保もできないことから、児から者まで継続して良質な精神科医療を享受することができ、かつ、専門的な療育支援が受けられる体制の整備を切に希望する。	6

質問8 機能訓練について

機能訓練について知っている	16
住民に紹介したことがある	6
医師が診断したうえで行われることを知っている	6
機能訓練について知らない	3
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・受けられるケースと受けられないケースの違いがわからない。 ・入所機能があるセンターでしかできないリハビリテーションを行ってほしい。 ・保護者はOT、STなどの機能訓練のニーズも大きい。市の発達相談でも同職種はいるが当市では訓練的な関わりができる体制づくりは図れていない。 ・遠方のため、本市市民は利用が難しい。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・診療機会の拡充をお願いしたい。	5

質問9 心理検査について

心理検査について知っている	17
住民に紹介したことがある	6
医師が診断したうえで行われることを知っている	4
心理検査について知らない	3
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・遠方のため、本市市民は利用が難しい。ニーズは高いと考える。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・SRCが遠いため診察と検査日を同日に調整していただけるとありがたい。 ・心理検査のプロセスについてもう少し詳細を知りたい。 ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでどういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・診療機会の拡充をお願いしたい。	7

質問10 医療人材の確保に向けて、ご意見・ご提案等がありましたら記載してください。

・住民からのニーズが多いため、できるだけ多くの医師の確保をお願いしたい。 ・医師、PT、OT、ST、心理士などが小児を総合的に評価できる医療機関を各市町村で確保することは困難。引き続き医療人材の確保に取り組んでほしい。 ・近隣市町内の国公立病院や大学病院と提携し、医療人材の派遣等より継続した確保が必要。 ・地区ごとに民間の医療機関等を指定し委託する等の機能の分散化を図ってはどうか。 ・短期入所、診療等における医療人材の確保については、<u>郡市医師会との協力による輪番体制の確立等</u>が想定される。 ・医療的ケアについては、<u>喀痰吸引等制度の活用により、福祉・医療の連携を支援し、医療人材を必要な機能に集中できるよう取り組むことを提案する。</u>	6
	0

質問11 外来診療全般について、充実又は改善してほしいことがありましたら記載してください。

0

- ・周産期管理が進む中、明らかな麻痺等はないものの、微細な麻痺やことば・発達の遅れ、発達障害等医療ニーズがあるケースは多くみられる。それらの医療ニーズに対応していただけるとよい。
 - ・住民から療育の相談があった際に、外来を紹介することがあるが、受診までに時間がかかるとの意見を受けることがある。
 - ・CW機能が充実している診療所として今後も継続してほしい。
 - ・医師、PT、OT、ST、心理士などが小児を総合的に評価できる医療機関として、今後も継続してほしい。
 - ・当市では専門的な療育関係の相談できる病院等が近隣に数か所しかなく受診待ちの現状。一方、療育や発達相談の診療機関の問い合わせが多く紹介先に悩む現状がある。是非、専門のSRCでの相談を継続していただきたい。
 - ・予約から診療までの期間が長くなってしまうと聞いているが、もう少し短縮することが可能となれば住民も受診しやすくなるのではないかと思います。
 - ・単独での確保は難しいため、受け皿として今後もサービス等の提供を継続して欲しい。また、地理的に遠いため交通の便の良い所への移転や、出張所の開設等が可能であれば検討いただきたい。
 - ・圏域内の住民にとって、SRCの外来診療全般への期待と役割は大きいものと思います。

8

(入院診療)

質問12 入院診療について

病棟（整形外科19床）があることを知っている	13
リハビリテーションを主目的とした入院診療を行っていることを知っている。	8
住民に紹介したことがある	3
病棟（整形外科19床）があることを知らない	7
課題と感ずることではない	7
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・必要なケースが入院できていないと感じている。 ・<u>県所管域の利用者が集中してリハビリテーションを受けられるセンター機能を維持し、利用者や家族のQOL向上に貢献してほしい。</u> ・事業について、十分な周知がされていないと感じる。（内容・対象者・予約方法等） ・すごく混んでいると聞いているため、紹介することはしていない。 ・業務について把握していないため、当事者に紹介ができない。初任者研修などでこういったことをされているのかご説明いただけるとありがたい。 ・小児の整形外科、外科に対応できる医療機関が圏域内に少なく、特に<u>リハビリテーションを主目的として入院できる医療機関が少ないため、リハビリテーションを主目的とした入院診療機能は貴重である。</u>	5

質問13 病棟の空床を利用した医療型短期入所サービス（障害福祉サービス）について

医療型短期入所サービスを行っていることを知っている	13
病棟の空床利用であることを知っている	3
住民に紹介したことがある	4
医療型短期入所サービスを行っていることを知らない	5
課題と感ずることではない	10
課題と感ずることがある（具体的に記載してください）	5
・利用できる対象児がとても限られているように感ずる。<u>ニーズにこたえられていない</u>。看護の質の低下。 ・空床の情報を把握する方法がわからない。 ・事業について、十分な周知がされていないと感ずる。（内容・対象者・予約方法等） ・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。 ・常勤小児科医の退職以降、情報提供できる対象者が限定されるようになったと感じている（医療的ケアのある方の利用が難しくなったため）。 ・医療型短期入所サービスを行っていることを知っているが、<u>近隣で使い勝手のよい事業所がなく、レスパイトニーズがある医療的なケアがある方が利用できていない</u>。 ・圏域内には医療的ケア児に対応できる医療型短期入所サービス事業所がないため、介護負担が増大していることから、サービスの復元と拡充を希望します。	6

質問14 医療の進展に伴う脳性麻痺の手術減少に伴い、近年、リハビリテーションを主目的として入院される患者様が減少傾向にあります。今後の入院診療のあり方について、ご意見等を記載してください。

- ・術後のリハのみではなく、集中リハのニーズはあり、対象を広げてほしい。
- ・県内には他にない貴重な施設なので維持してほしい。
- ・センターに入所できず、他院に入院するというケースもあるが、小児リハが行える専門機関が少なく、リハの質の向上のためにもセンターで行えるとよい。
- ・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。
- ・患者が減少傾向にあるが、医療の進歩によりこれまで助からなかった命が救われることとなっているが、成長する過程で乳幼児からリハビリテーションが必要な医療的ケア児が増加している。そのために、リハ目的の入院診療は継続して必要と考える。
- ・側彎症等の手術をされるお子様も増えているが、県立こども医療センター等で対応される。当市では、医療訓練をSRCで行う方が多数のため同じ施設で対応できるとご家族の負担も少なくなると思う。保険点数がとれないかもしれないが集中訓練を希望されてる方も多い。
- ・巡回リハビリテーションの希望者は多い現状があり、術後のリハビリばかりでなく在宅重度肢体不自由児者の希望者で入院による専門的な集中リハビリテーションを行ったらどうか。
- ・単独での確保は難しいため、受け皿として今後もサービスの提供を継続して欲しい。
- ・リハビリテーションを主目的とした入院患者の減少があってもゼロではないため、短期入所や業務委託等により、一定規模の入院機能を確保する中で運営を継続いただきたい。

質問15 医療人材の確保困難により、現在、医療型短期入所サービス（障害福祉サービス）の提供を一部制限せざるを得ない状況となっています。医療人材の確保に向けたご意見等について

一部制限はやむを得ない	19
市立病院（または貴市町村管内にある病院）との連携等が可能である	0

その他（具体的に記載してください）

- ・利用者が出発前サービスを受けている訪問看護ステーション（訪問看護）との連携はどうか。
- ・公益施設として人材確保にさらなる尽力を願いたい。併せて医療機関の人材確保の施策の実施を願いたい。
- ・一部制限が生じることは仕方がないと思われるが、医療型の短期入所が可能な受け入れ先が極端に少ないのも事実であることから、医療型短期入所サービスの提供先として継続してSRCが果たす役割は大きいと感じる。
- ・医療人材の確保に向けた意見として「市立病院との連携等」が何を指しているのか判断しかねます。
- ・一部制限があったとしても継続してほしい。また、早期に一部制限を解除できるよう、医療人材確保に取り組んでほしい。
- ・現在、医療行為を必要とする短期入所利用は障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業による委託を受けた事業所によるサービス提供により担われている部分が多い。当該事業は「地域拠点事業配置事業」と「地域ネットワーク強化事業」の県補助金が交付されているが、地域生活支援拠点等の整備が市町村が実施主体であることを理由に、半ば一方的に「地域ネットワーク強化事業」の補助金が令和5年度末で終了することとなっている。人材や受入事業者の確保、代替手段の確立など、市域での調整が難しい自治体がある中で、医療を必要とする方の短期入所の利用が困難となる可能性がある。県立施設には、そうした実態を鑑みた対応をお願いしたい。
- ・市立病院との連携が可能かどうか、研修、会議などの機会を利用して話し合いの場を設けるべき。
- ・会議の場での情報提供では、新規の受け入れが難しいが継続(再)利用の人は制限付きで受け入れていると伺っている。状況が変わるのであれば、随時情報提供をお願いしたい。また、対象者についても、受診歴のある者など、制限の緩和をお願いしたい。医師会との連携については協力する。

質問16 医療型短期入所サービス（障害福祉サービス）のあり方に向けたご意見等について

現行通り、診療所の空床利用でサービス提供を継続すべき	9
障害者支援施設としてサービス提供を行うべき	7
市立病院（または貴市町村管内にある病院）との連携等が可能である	1
他支援施設で受入可能であれば、総合療育相談センターにこだわらない	11

その他（具体的に記載してください）	
・現状、医療型短期入所サービスの事業所の受け入れ枠が少ない。県療育相談センターでは、評価の機会を確保できるよう事業の継続をお願いしたい。 ・何らかの形で短期入所サービスの提供を継続していただきたい。 ・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。 ・医療型短期入所を提供できる施設が少ないため、継続してサービス提供を求める。 ・医療型短期入所は、保護者のレスパイトのために欠かせない手段のひとつです。県の事業として医療型短期入所事業所開設促進事業が実施されているものの、充足には至っていない状況のため、医療型短期入所事業所としては<u>継続を希望</u>します。 ・現在、医療行為を必要とする短期入所利用は障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業による委託を受けた事業所によるサービス提供により担われている部分が多い。当該事業は「地域拠点事業配置事業」と「地域ネットワーク強化事業」の県補助金が交付されているが、地域生活支援拠点等の整備が市町村が実施主体であることを理由に、半ば一方的に「地域ネットワーク強化事業」の補助金が令和5年度末で終了することとなっている。人材や受入事業者の確保、代替手段の確立など、市域での調整が難しい自治体がある中で、医療を必要とする方の短期入所の利用が困難となる可能性がある。県立施設には、そうした実態を鑑みた対応をお願いしたい。 ・市立病院との連携が可能かどうか、研修、会議などの機会を利用して話し合いの場を設けるべき。 ・医療的ケア児等の短期入所、施設所については、圏域内での継続的な課題となっており、<u>当事者目線の障がい福祉において、運営方法は別にして、SRCで実施する意味は大きいもの</u>と考えます。一医療機関としてだけでなく、県の広域行政の中での政策的な取組みを期待します。	7

質問17 入院診療（医療型短期入所を含む）全般について、ご意見・ご提案等がありましたら記載してください。

・各市町村では、地域生活支援拠点等の整備の一環として「緊急時の受け入れ」先の整備に苦慮しているところだが、公的サービス等の手配が出来るまでの数日間を貴所のような行政施設で整備・対応していただけるとありがたい。

・重度の障害を持つ医療ケアが必要な方の受け入れ先が極端に少ないため、継続したサービス提供を希望する。

・一部制限があったとしても継続してほしい。また、早期に一部制限を解除できるよう、医療人材確保に取り組んでほしい。

・医療ケア児が在宅生活を営むうえで、親御さんたちは24時間お子さんを看護していて疲れ切ってしまうことになる。そのため、医療型短期入所は、親御さんの心情上からも必須サービスになるので、利用できる枠が増えると非常によい。

・市町村単独での確保は困難であるため、今後もサービス提供の確保を依頼したい。

・障がい者、介護者の高齢化が進展する中で、レスパイトや親亡き後の不安も高まっている。当事者の生活の中で短期入所が定期的になり、社会や支援者との関わりがある地域で生活していくことが重要になってくると思うので、医療と福祉の連携拠点としても事業の存続、拡充を希望する。

IV 研修事業

質問 1 市町村等障害福祉関係職員研修のうち、令和 4 年度に職員が参加した（参加予定がある）研修について

身体障害者手帳・療育手帳交付担当職員研修	24
身体・知的障害者福祉担当職員新任研修	21
身体障害者福祉職員現任研修（補装具基礎研修）	18
心身障害児療育普及専門研修	2
理学療法	0
作業療法	0
言語聴覚	0
看護師	0
早期療育普及研修	2

質問 2 市町村等障害福祉関係職員研修のうち、令和 4 年度に貴市町村管内の事業所が参加した（参加予定がある）研修について

心身障害児療育普及専門研修	0
理学療法	0
作業療法	1
言語聴覚	1
看護師	0
早期療育普及研修	1

質問 3 市町村等障害福祉関係職員研修で、有用と考える研修について

身体障害者手帳・療育手帳交付担当職員研修	21
身体・知的障害者福祉担当職員新任研修	22
身体障害者福祉職員現任研修（補装具基礎研修）	21
心身障害児療育普及専門研修	6
理学療法	2
作業療法	2
言語聴覚	2
看護師	2
早期療育普及研修	7

質問 4 市町村等障害福祉関係職員で見直しが必要と考える研修について

身体障害者手帳・療育手帳交付担当職員研修	4
身体・知的障害者福祉担当職員新任研修	4
身体障害者福祉職員現任研修（補装具基礎研修）	4
心身障害児療育普及専門研修	1
理学療法	3
作業療法	3
言語聴覚	3
看護師	3
早期療育普及研修	3

理由

・身体障害者手帳について、手帳の内容が冒頭のみでその後は補装具の内容になってしまう。身体障害者手帳に特化した内容をより盛り込んでほしい。

・補装具に関して、業務に少し慣れたころ、改めて実際にあった事例を用いて補装具の判定基準について知りたい。

・特例補装具や2個支給の「認められる場合」の実例を知りたい。

・交付担当職員研修の開催時期が遅い。進達を数回行った後に受けていては引継ぎに支障がある。また、全般的に言えることだが、資料を読み上げるだけの研修は意味がない。補装具の研修であれば優先される制度やその判断、特例補装具等、判断に迷うような事例を取り上げて解説してもらいたい。

・市町村職員の研修を行っていただいているが市町村職員も5年程度継続して業務につくことが多く、高度な専門分野の自己学習は難しくセンターの研修のみの現状がある。初任者研修ばかりでなく、補装具や心理関係の中級レベルの専門研修を企画していただきたい。

V 全般

質問1 次に掲げる県立総合療育相談センター事業にかかるご意見を次から選び、ご意見を記載してください。

・ 巡回ブロック相談

ご意見

- ・ 身体に障害があるが、身体状況としては医療に長期でかかる必要のない方も多く、そのような場合再作製のために受診する病院がない方も多い。巡回相談はそのような方の受け皿にもなっているので、今後も続けていただきたいと思っている。
- ・ 近年の参加実績がない。
- ・ 県民にとって、一つの医療機関として、存在する意義はある。一方、市は、市町村の関わり方について、I. 質問3の通りの意見しますので、検討ください。
- ・ 医療機関、業者、市町村と複数個所を訪れることは身体障がい者にとって大きな負担であり、それが一か所で完結することは体力的にも時間的にも有効。
- ・ 地理的に遠いため、事例があった場合は近隣で相談ができるこの事業を利用していきたい。

6

・ 発達障害等支援外来

ご意見

- ・ 利用実績不明のため、回答しかねる。
- ・ 地域医療の外来もあるが、県としての安定した施設が存在することも必要と考えます。
- ・ 発達に不安を抱いても一般の医療機関を受診することに抵抗感がある当事者や家族もあり、行政機関においてこういった相談ができることは早期の療育にもつながりやすいほか、各市町村のケースワーカーにとっても紹介しやすくありがたい。
- ・ 地域の児童精神科が非常に混んでおり、受診する患者について住んでいる市町村を限定するとか、検査を何か月も待つとかいった状況。受診先の選択肢が少しでも増えると、県内の子どもたちが助かる。
- ・ 子どもだけでなく、大人の発達障害と思われる相談も増加していくと考えられる。
- ・ 圏域内には、発達障がいの受診医療機関が少なく、受診機会が限られています。診断と心理検査を行うことができるSRCの機能は大変重要である。

6

・ 医療型短期入所（空床型）

ご意見

- ・利用実績不明のため、回答しかる。
- ・医療型短期入所は保護者のレスパイトのために欠かせない手段のひとつです。継続を希望します。
- ・医療的型短期入所施設は福祉型と比べ少なく、空床型であっても使える可能性がある場所が一か所でも多くあることは医療的ケア児とその家族の支えとなっていると感じています。
- ・リハビリを要する重症心身障害児は、SRCでのリハビリや療育相談を受ける可能性があり、慣れた環境に短期入所先があることは利用者、保護者にとっては安心した環境ですごすことができる安心感につながると考える。
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児の利用できる施設が、湘南東部圏域に他にないため、保護者が遠い施設の利用を余儀なくされている。

6

質問2 総合療育相談センターに対するご意見等を記載してください

- ・療育手帳交付事務における交付日をもう少し増やすことはできないでしょうか。
(交付までの間隔が空いてしまうため)
- ・専門性を発揮したサービスを提供し、様々なニーズをひろってほしい。
- ・県所管域に生活している方々にとっては貴重な施設なので、ニーズに応えられる施設として維持してほしい。
- ・県立施設（医療機関）として地域を支援してくれるSRCがあることはとても心強い。
- ・市町村での判断がつかない際、電話での問い合わせに素早く対応していただき感謝している。
- ・市の発達相談や市立病院といつも丁寧に連携していただいていて、とても助かっている。
- ・市の発達相談を担う立場として、安心して連携がとれることはとても重要なことと考えているので、今後も継続を希望する。
- ・今後も市町村へ高度な専門的福祉分野の助言、指導を継続していただきたい。
- ・地理的に遠いため、交通の便の良い所への移転や、出張所の開設、地区ごとに機能を民間へ委託するなど検討いただきたい。
- ・地域の社会資源として、住民の信頼と期待が大変に大きいものと日々感じている。また、児童相談所との連携強化においても望ましい環境である。施設や人員配置上の課題もあると思うが、当事者目線の障がい福祉の拠点として、当面は機能の維持、拡充をめざしていただきたいと思います。

7